# 第4節 高等学校

## 1 取得方法の概要

## (1) 免許状の種類

免許状	ア 高等学校教諭 1 種免許状(平成元年 3 月31日までの名称は、高等学校教諭 2 級普通免許状)
の種類	イ 高等学校教諭専修免許状(平成元年 3 月31日までの名称は、高等学校教諭 1 級普通免許状)
教科等 の種類	ア 国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語等)、宗教注 社会の教科の免許状は、平成6年4月1日から地理歴史及び公民の免許状とみなされる。イ 実習のみ担当の教科…看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習

## (2) 取得方法の区分

注意	事項	イ 平成10年 法(以下「旧	4月1日施行の免許法(以下「新法」 7月1日施行の免許法(以下「旧法」 々法」という。)により免許状を取得 区分は、第11節の「申請方法及び申請	という。)、平成元年4 よできる場合がある。		
	状及 科等 類		得 方 法 の 区 分 区分が2以上ある場合、いずれかを	掲載ページ	申請書 類区分番 号	根拠法
		大学卒業等で新 たに免許状を取 得する場合	学士の学位を有し、高別表1により単位を修得する。 ※学士の学位には、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。	高別表 1 … P 62~64 旧高別表 1 … P 80~82	1	免許法 別表第1
1 種	ア	臨時免許状から 1種免許状を取 得する場合	高等学校助教諭免許状を取得後、 経験年数に応じ、高別表3により 単位を修得する。	高別表 3 — 1 … P 65~68 高別表 3 — 2 … P 69	7	免許法 別表第3
免	の 教	他の教科の免許 状を取得する場 合	高等学校教諭普通免許状を有し、 高別表4により単位を修得する。	高別表 4 ··· P71、 P63~64	8	免許法 別表第4
許	科	隣接する学校種	中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く。) を取得後、中学校教諭等の経験年数を利用し、高別表8により単位を修得する。	高別表 8 ··· P 72~73	9	免許法 別表第8
		の免許状を取得する場合	中学校教諭等の経験年数(3年以上)に加えて、高等学校の助教諭等の経験年数を利用して、1種免許状を取得する場合	高施行規則第18条 … P 74	9	施行規則 第18条
		無線通信士、無 線技術士又は海 技士の資格を有 する場合	免許法施行法第2条に規定する資格がある場合 ① 1級無線通信士・技術士・・・3年以上の実地経験、技術優秀 ② 3級以上の海技士・・・5年以上の実地経験・技術優秀	高施行法…P79	6	免許法 施行法 第2条

免許 び教 の種	科等		得 方 法 の 区 分 区分が2以上ある場合、いずれかを	掲 載ページ	申請書 類区分番 号	根拠法
1		実習助手等の経験による場合	基礎資格取得後に、実習助手又は 助教諭の経験年数を有し、高附則 9項により単位を修得する。	高附則 9 項… P 75~78	5	免許法 附則第9項
種	イの	実業学科専攻・ 学士の資格によ る場合	大学で、実習に係る実業に関する 学科を専攻して学士の学位を有 し、実地の経験を有すること。	高別表 5 ··· P 75~78	5	免許法
許	教科	臨時免許状から 1種免許状を取 得する場合	実習教科に係る助教諭の臨時免許 状を取得後に、経験年数に応じ、 高別表5により単位を修得する。	同的文 3 113-16	3	別表第5
1/\		資格認定試験合格により1種免許状 (情報) を取得する場合	免許法第16条第1項による。	第10節「資格認定試 験」・・・・P121	4	免許法第16 条第1項
		大学院修了等で 新たに免許状を 取得する場合	修士の学位を有し、高別表1により単位を修得する。 ※修士の学位には、大学院又は大学の専攻科課程に1年以上在学し30単位以上修得した場合を含む。		1	免許法 別表第1
専修	アの教	1種免許状から 専修免許状を取 得する場合	高等学校教諭1種免許状取得後に、経験年数に応じ、大学院又は 大学の専攻科で高別表3-3により単位を修得する。	高別表 3 - 3 ··· P 70	7	免許法 別表第3
免許	科	他の教科の免許 状を取得する場 合	高等学校教諭専修免許状を有し、 高別表4により単位を修得する。	高別表 4 ··· P71、 P63~64	8	免許法 別表第4
状		海技士の資格を 有する場合	免許法施行法第2条に規定する資格がある場合 ① 2級海技士・・・3年以上の実地経験、技術優秀 ② 1級海技士・・・技術優秀	高施行法…P79	6	免許法 施行法 第2条
	イの教科	1種免許状から 専修免許状を取 得する場合	実習に係る高等学校教諭1種免許 状を取得後に、経験年数に応じ、 高別表5により単位を修得する。	高別表 5 … P 75~78	5	免許法 別表第5

(3) 道内の認定課程を有する大学、短期大学及び養成機関の状況 [令和 5 年度現在] ◎…専修、1種 ○…1種 □…専修のみ

\_ <大学<u>></u>

<大学>										启	ĵ	等	学	: 7	校									
免許状の区分	国	地	公	数	理	音	美	工	書	保	保	家	情	農	工	商	水	福	宗	英	中	П	k	フ
		理								健											玉	シ	1	ラン
大学名	語	歴史	民	学	科	冰	術	芸	道	体育	畑	庭	報	業	業	業	产	祉	纵	鈺	語	ア 語	ツ 語	ス 語
北海道大学	пп (()	<u>X</u>	(X)	<del>-</del>	117	*	ניוע	X	坦	(i)	ノ	灰	TIX	<del>末</del>	<del>未</del>	<del>未</del>	(回)	畑	叙	<u>пп</u>	口口	口口	甲口	PD
北海道教育大学札幌校	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0			0	0	)			0				
函館校	0		0	0	0															0				
旭川校	0	0	0	0	0	0	0		0	0		_			0					0				
釧路校	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0								0				
岩見沢校						0	0	0		0														
室蘭工業大学				0	0										0									
小樽商科大学			0										0			0				0				
帯広畜産大学					0									0										
北見工業大学															0									
釧路公立大学		0	0													0								
名寄市立大学			0															0						
旭川市立大学		0	0													0		0						
札幌大学	0	0	0							0			0			0				0				
札幌大谷大学			$\circ$			0	0																	
札幌学院大学		0	0													0				0				
札幌国際大学										0														
公立千歳科学技術大学				0	$\circ$								0											
星槎道都大学		0	0				0	0		0					0	0								
函館大学			$\circ$													$\circ$				$\bigcirc$				
藤女子大学	0	0	0						$\circ$			0						$\circ$		$\circ$				
北翔大学						$\bigcirc$	0			0														
北星学園大学		$\circ$	0										$\circ$			0				0				
北海学園大学	0	0	0	0	0								0		0	0				0				
北海商科大学			$\circ$													$\circ$								
北海道医療大学			$\circ$															$\circ$						
北海道科学大学				$\circ$									0		0									
北海道情報大学				0									0			0								
北海道文教大学																				0				
酪農学園大学			0		0									0										
育英館大学				0									0											
東海大学 (札幌)			0		0					0										0				
東京農業大学 (オホーツク)			0		0									0										L

R6. 5

### (4) 全国大学通信教育開設状況 [令和5年度現在]

文部科学省のホームページを参照してください。 〔教員免許状を取得可能な大学〕 http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/kyoin/daigaku/

※ 放送大学(大学院)は、認定課程を有していない大学のため、免許法別表第1により新たな免許状を 即単位として使用することはできません。

なお、北海道においては、現在のところ、免許法別表第3を根拠に1種免許状から専修免許状を取得する場合等、一部については単位の使用を認めております。

R6. 5

# 2 新たに免許状を取得する方法

基	礎資	資格及び所要単	<b> </b>			高 別表 1
基礎	ī	高等学校教諭 1 種免許	・状 学士の学 を認められ	位を有す る場合を	ること。 含む。)	(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学
資格	Ī	高等学校教諭専修免許	状 修士の学 上在学し、	位を有す 30単位	ること。 以上修得	(大学(短大を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以 にした場合を含む。)
		科		最低修行	导単位数	注1 旧法の規定により修得した単位は、読替えて使用できる場合が ある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。
-		711	н	1種	専修	注2 専修免許状を取得する場合、既に同じ教科の1種免許状を有しているときは、この表の1種免許状に相当する単位は修得済とみ
大学に		教科及び教科の指導法に関 教科に関する専門的事項 各教科の指導法(情報通	注4	2 4	2 4	なす。 注3 大学において修得することを必要とする単位は、高等学校教諭 免許状の認定課程のある大学等で修得する。 注4 「教科に関する専門的事項」の単位は、授与を受けようとする 教科の高等学校教諭免許状の認定課程のある大学等で高別表1 (教科)により修得する。
おい	教	教育の基礎的理解に関する	注5			注5 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の単位 は、それぞれ授与を受けようとする免許教科ごとに4単位以上修 得する。
7	科	教育の理念並びに教育に	(在9)			注6 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず 修得する。(注7・8の場合を除く。) 注7 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び
修得	及	教職の意義及び教員の役割 学校運営への対応を含む。				商船の教科の場合、次の方法により単位を修得できる。 (1) 「教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項を除く。)」の単位数のうち、その半数までの単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。こ
する	Ü	教育に関する社会的、制度 (学校と地域との連携及び む。)		1 0 (4)	1 0 (4)	る専門的事項に関する科目」について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては())内の数字以上の単位を修得し、合計で半数以上の単位を修得するものとする。
IJ	教	幼児、児童及び生徒の心身の	発達及び学習の過程			(2) 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、1以上の事項を修得する。 注8 工業の教科の場合、「教科及び教職に関する科目(教科に関す
とを必	職に	特別の支援を必要とする幼児 理解 教育課程の意義及び編成の大 ジメントを含む。)	注10			る専門的事項を除く。)」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項に関する科目」から修得することができる。 注9 「教育の基礎的理解に関する科目」は8単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教職実践演習」は2単位まで、幼稚園、小学校又は中
要と		道徳、総合的な学習の時間指導、教育相談等に関する				(村日)、「教職美銭関首」は2単位まく、別権圏、ホ子校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。 注10 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は、1単位以上修得する。 注11 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上
する	る	総合的な探究の時間の指導 	享法 			修得する。 注12 「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。 (1) 中学校及び高等学校の教育を中心とする。
位	科目	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育 生徒指導の理論及び方法	) - BB ) - a + + + + l - l - l - l - l - l - l - l -	8 (5)	8 (5)	<ul><li>(2) 「教育実習」に係る事前及び事後の指導の1単位には高等学校 以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、 児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ず る経験を含むことができる。</li><li>(3) 「教育実習」の単位数には、1単位まで、学校体験活動の単位 を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の 教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれそれの科目の単位を</li></ul>
注 1 注 2 注 3	注 6	教育相談(カワンセリン? 識を含む。)の理論及びご 進路指導及びキャリア教司 教育実践に関する科目	b法 			もってあてることができない。 (4) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部、在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部、在外教育施設
注 3	注 7	,				で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。)
	注 8	教育実習(事前及び事後 む。)	の指導の1単位 <u>を含</u> 注12	3 (2)	3 (2)	において、教員として良好な成績で勤務した経験年数1年につき、1単位の割合で、この表に掲げる「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」又は「教育の基礎的理解に関する科
		教職実践演習	注9	(0)	(0)	目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。
	大学	が独自に設定する科目	注13	1 2	1 2	(5) 修得を必要とする単位数のうち、2単位までは、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実
		合計単位数	[在14]	5 9	8 3	習」の単位をもってあてることができる。 注13 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得する。 注14
	1					(1) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専 攻科で修得する。
その	)	日本国憲法 体 育			2	(2) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」を修得する。 注15 「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程(認定課程のな
注1		外国語コミュニケーショ			2	い大学を含む。)、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得 することができる。
		「数理、データ活用及び人 目」又は「情報機器の操作			2	

R6.5

### ○ 教科に関する専門的事項に関する科目

	高   別表 1 (教科)   別表 4 (教科)
教科名	法定科目名
国 語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌
公 民	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数  学	
理 科	物理学       化学       生物学       地学       「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
音 楽	
美 術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
工 芸	図法・製図 デザイン 工芸制作(プロダクト制作を含む。) 工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)
書道	書道(書写を含む。) 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学・公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
保 健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学・公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)

### ○ 教科に関する専門的事項に関する科目

		高 │ 別表 1 (教科) │ 別表 4 (教科)
教科	半名	法定科目名
看	護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。) 看護実習
家	庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服実習を含む。) 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) 住居学 保育学
情	報	情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理         コンピュータ・情報処理         情報システム         情報通信ネットワーク         マルチメディア表現・マルチメディア技術
農	業	農業の関係科目 職業指導
エ	業	工業の関係科目 職業指導
商	業	商業の関係科目 職業指導
水	産	水産の関係科目 職業指導
福	祉	社会福祉学(職業指導を含む。) 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解
商	船	商船の関係科目 職業指導
職業	指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英	語	英語学英語文学英語コミュニケーション異文化理解
宗	教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」
烘土		

### 備考

- \* 教科に関する専門的事項に関する科目は、取得しようとする教科の法定科目をそれぞれ1単位以上を修得し、 それぞれ一般的包括的内容を必ず修得する。
- \* (○○を含む。)と記載のある科目は、( )内の内容を必ず含めて修得する。
- \*  $(\bigcirc\bigcirc$ 及び $\triangle\triangle$ ) として記載のある科目は $\bigcirc\bigcirc$ と $\triangle\triangle$ を必ず修得する。
- \* ○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。
- \* 「 $\bigcirc\bigcirc$ 、 $\triangle\triangle$ 、 $\times\times$ 」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
- \* 該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。
- \* 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、英語の場合の例による。

# 3 上級免許状を取得する方法

(1) 臨時免許状から1種免許状を取得する場合

序	ŕ	要	資	7	格	*	経験	年数別	最個	氐修	得耳	单位	数								高 別表 3-1
授	与	を受	けよ	ĵ	- ع	する	免	許 状	高	等	学	校	ぎ 拳	女言	俞	1 1	種	免	許	状	※ 「昭和29年改正法附則第8項の該 当者(学歴が短大卒業と同等以上で ない者等)は、別表3-2による。 注1 経験年数は、授与を受けようとす
有	す	るこ	ک کا ا	が必	、要	な	免	許状	高	等	学	全 オ	校	助	教	諭	ì f	<del>ا</del>	許	状	る教科の高等学校助教諭免許状取得 後に勤務した次の職の期間 (1) 高等学校、中等教育学校の後期課 程又は特別支援学校の高等部で、授 与を受けようとする教科を担任した
稻	S	験	年	数	注	1 2	主2	注3	5 年	6 年	7 年	8 年			11年	年以	3	在 4	3年 学者 5 年	等6年以	(2) 少年院又は海外に在留する邦人の ための在外教育施設で文部科学大臣 が高等学校と同等の課程を有するも のとして認定したものにおいて、授
最	低	修 得	単 位	数				注4	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	事した職 (3) 外国の教育施設又はこれに準ずる もの(独立行政法人国際協力機構法 に基づき派遣された場合に限る。)
	教	科に関	する専	門的	事項	巨に関	する	科目 注 5	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	において、授与を受けようとする教 科の教育に従事した職 注2 次の者の経験年数は、「大学3年
必	各教科	各	科 の 指 教科の打 む。) E	旨導法				斗目の活用	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	以上在学者等」の欄を適用する。 (1) 大学に3年以上在学し、かつ、93 単位以上修得した者 (2) 大学(短期大学を含む。)に2年
ず修得	の指導法に関する科目又は教諭の	教の教の教の教の教の教の教の教の教の教の教の教の教の教の教	思想	念 養校けざけ重星受けつび 及運社とをび 必る義	に 教へ会地含生 要理及教 員の的域む徒 と解び	育の対応と)のす編成の対応がある。	関す ・含的携 の 児 方 で 職を又及 発 、 法	歴史及 容 営校 び 達 児 カリ	<u> </u> 5	Ŀ	5	4	က	က	2	2	က	3	2	2	以上及び大学(短期大学を含む。) の専攻科に1年以上在学し、かつ、 93単位以上修得した者 注3 5年(大学3年以上在学者等は3 年)を超える経験年数には、次の職 を通算できる。 (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、 指導教諭、教育長及び指導主事の職 (2) 社会教育主事(青年の家、その他 の社会教育施設での準ずる職を含 む。)の職 注4 最低修得単位数は、高等学校助教 論免許状取得後に修得した単位とす る。 注5 「教科に関する専門的事項に関す
す る 科	教育の基礎的理解に関する程	及び生 総特教 情生教 健	的な知識 路指導及	教の時及活用論のは、	相談問法技し及ンむ。)	等に関 の指導 で再 方法 リンク の理	<b></b> 事する <ul> <li>         注         <ul> <li></li></ul></li></ul>	科目  方法  する基	5	5	4	4	3	2	2	1	3	2	2	1	る科目」の単位は、高別表3-1(教科)により修得する。 注6 「各教科の指導法」の単位は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。 注7 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。
目	科 目 等 注 9				計				12	11	10	9	7	6	5	4	7	6	5	4	注8 「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」を超え「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。
	į	大学が	独自に	設定	する	科目		注7	8	8	8	8	8	7	7	3	8	7	7	3	注9 「各教科の指導法に関する科目又 は教諭の教育の基礎的理解に関する 科目等」のうち、点線内は各科目に 含まれている事項であり、各科目の
		4	計	単	位	数		注8	30	28	25	23	20	17	15	10	20	17	15	10	事項から選択して修得する。 )

# ○ 教科に関する専門的事項に関する科目(経験年数別最低修得単位数)

														高	別表 3-1 (教科)
												年以.		注1	(○○を含む。)と記
		5	6	7	8	9	10	11	12		学		等		載のある科目は、()
	経 験 年 数								年	3	4	5	6		内の内容を必ず含めて修
									以				年		得する。
		年	年	年	年	年	年	年	上				以		
										年	年	年	上	注2	(○○及び△△)と記
	学(音声言語及び文章表現に関	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		載のある科目は、()
国する	ものを含む。)														内の内容を必ず含めて修
	学(国文学史を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	$-\frac{1}{1}$		得する。
選文 <sup>2</sup> 語 自由	<del>子</del> 選択科目	1 7	1 6	$\frac{1}{4}$	1 3	1 2	1 1	1	11	1 2	1 1	_1	1	注っ	$\lceil \bigcirc \bigcirc$ , $\triangle \triangle$ , $\times \times$ ,
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		…」と記載のある科目
日本!	***	1	1	1	1	1	1		1又0		1		1又0		は、「」内の科目のう
地 外国	· 史	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		ち、1以上の科目を修得
理人文法	地理学・自然地理学	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		する。
歴 地誌		1	1	1	11	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
史 自由;	選択科目	6	5	3	2	1				1				注4	○○・△△と記載の
ENL	計 (h) ) (同知(h) )	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		ある科目は、〇〇と△△
	律学(国際法を含む。)、政治 国際政治を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		を必ず修得する。
	国際政治を含む。)」 会学、経済学(国際経済を含													注斥	英語以外の外国語の教
公 ( 位:		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		科を取得する場合、単位
	,」 学、倫理学、宗教学、心理学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		の修得方法は、英語の場
	<b>選択科目</b>	7	6	4	3	2	1			2	1				合の例による。
	計	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		
代数*		1	1	1	1	1			1又0						自由選択科目は授与を
幾何生		1	1	1	11	1			1又0		1又0				受けようとする免許教科
数解析		1	11	1 1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0				の単位を修得する。(表
	率論、統計学」 ピュータ	1 1	1 1	1	1 1	1	1X0	1X0	1又0 1又0	<u>_</u>	1又0	1又0 1又0			に掲げる科目を最低修得 単位数以上に修得す
	<u>ロューク</u> 選択科目	5	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{1}$		1,00	1,00	1,00	<del>1</del>	1,0	1,00	1,0		単位数以上に修行9る。)
п н л	計	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		<b>2</b> 0 /
物理	学	1	1	1	1	1			1又0		1又0	1又0	1又0	注7	「1又0」と記載のあ
化学		1	1	1	1	1			1又0			1又0			る科目は、合計単位数と
理生物	学	1	1	1	1	1			1又0			1又0			同数の科目を修得する。
地学	学実験、化学実験、生物学実	1	11	1	1	11	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0		理科10年の場合、「1
		1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0		又0」の5科目のうち、 4科目を選択し、それぞ
科験、地	3千天歌 選択科目	5	4	2	1										れ1単位以上を修得す
р ши	計	1 0		7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		る。
	フェージュ	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0		•
	(合唱及び日本の伝統的な歌唱	1	1	1	1	1			1又0			1又0			
を含む						· · · · ·	1,70	1,70			1,70				
	(合奏及び伴奏並びに和楽器を	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0		
<u>含む。</u>   指揮消		1	1	1	1	1			1又0		1又0				
	五 理論・作曲法(編曲法を含		<u>+</u>	±	±		1,7,0	1,7,0	1,70	L <del>_</del>	170	1,7,0	100		
	・音楽史(日本の伝統音楽	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0		
	氏民族の音楽を含む。)	L		<u> </u>											
	選択科目	5	4	2	1										
/.A	計(映像)で、マ末田ナ会は、)	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		
<u>絵画</u>   彫刻	(映像メディア表現を含む。)	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1		1又0 1又0		1 1		1又0 1又0		
	イン(映像メディア表現を含		<u>+</u>	<u>+</u>	±	Τ	Τ					ıXU	1,0		
美   ブック   む。)		1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
	理論・美術史(鑑賞並びに日														
	統美術及びアジアの美術を含	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		
術 む。)		l								L					
自由注	選択科目	6	5	3	2	1		_		1		_	-		
	計	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		

# ○ 教科に関する専門的事項に関する科目(経験年数別最低修得単位数)

														高	i 別表 3 − 1 (教科)
										大	学3	年以.	Ŀ	注1	(○○を含む。)と記
		5	6	7	8	9	10	11	12	在	学	者	等		載のある科目は、()
	経 験 年 数								年	3	4	5	6		内の内容を必ず含めて修
	性 峽 牛 剱								以				年		得する。
		年	年	年	年	年	年	年	上				以		
										年	年	年	上	注2	? (○○及び△△)と記
	図法・製図	1	1	1	1	1 1	1		1又0		1		1又0		載のある科目は、()
	デザイン	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		内の内容を必ず含めて修
工	工芸制作(プロダクト制作を含	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1	1又0	1又0		得する。
	む。) 工芸理論・デザイン理論・美術史														β 「00、ΔΔ、××、
	工云垤論・ノリイン垤論・美州文 (鑑賞並びに日本の伝統工芸及びア	1	1	1	1	1	1	1∇0	1又0	1	1	1∇0	1又0		・ 「○○、△△、^^、 …」と記載のある科目
共	ジアの工芸を含む。)	1	-	1	1	1	1	1,70	1,7,0	1	1	1,70	1,70		は、「」内の科目のう
	自由選択科目	6	5	3	2	1				1					ち、1以上の科目を修得
	計	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		する。
	書道(書写を含む。)	1	1	1	1	1	1		1又0		1	1又0			
書	書道史	1	1	11	11	11	1		1又0		1				↓ ○○・△△と記載の
	「書論、鑑賞」	1	1	11	1	1	1		1又0			1又0			ある科目は、〇〇と△△
道	「国文学、漢文学」 自由選択科目	1 6	1 5	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	1 1	1	1,0	1又0		1	120	1又0		を必ず修得する。
旭	日田選が行日	1 0	9	7	6	5	4	3	3	1 5	4	3	3	注 5	5 英語以外の外国語の教
	体育実技	1	1	1	1	1			1又0			1又0			科を取得する場合、単位
保	「体育原理、体育心理学、体育経営														の修得方法は、英語の場
木	管理学、体育社会学、体育史」·	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0		合の例による。
健	運動学(運動方法学を含む。)				 		ļ 								
10	生理学(運動生理学を含む。)	1	1	1	1	1			1又0		1又0				
体	衛生学・公衆衛生学	1	1	11	11	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0		受けようとする免許教科
	学校保健(小児保健、精神保健、学	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0		の単位を修得する。(表 に掲げる科目を最低修得
育	校安全及び救急処置を含む。) 自由選択科目	5	4	2	1										単位数以上に修得す
	計	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		る。)
	「生理学、栄養学、微生物学、解剖	1	1	-	1	1	1		-				,	İ	
	学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7	′「1又0」と記載のあ
保	衛生学・公衆衛生学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		る科目は、合計単位数と
<i>[</i> 7:\$3.	学校保健(小児保健、精神保健、学	. 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	١.	同数の科目を修得する。
健	校安全及び救急処置を含む。) 自由選択科目	7	6	4	3	2	1			2	1			*	<ul><li>書道11年の場合、「1 又0」の4科目のうち、</li></ul>
	日 田 選 八 行 日 計	1.0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		3科目を選択し、それぞ
	「生理学、生化学、病理学、微生物				_									1	れ1単位以上を修得す
看	学、薬理学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		る。
	看護学(成人看護 s 学、老年看護学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	及 び母子看護学を含む。)														
護	看護実習	1	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	自由選択科目 計	7	6 9	7	3 6	2 5	4	3	3	2 5	4	3	3		
	家庭経営学(家族関係学及び家庭経														
	済学を含む。)	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0		
家	被服学(被服実習を含む。)	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0		
	食物学(栄養学、食品学及び調理実	1	1	1	1	1	1∇0	170	1又0	1		1又0			
	習を含む。)						ll			L					
庭	住居学	1	1	11	11	1			1又0			1又0			
	保育学 自由選択科目	1	1	$\frac{1}{2}$	1	1	1又0	1又0	1又0	11	1又0	1又0	1又0		
	日田選択科日 計	5	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		
	н	1 0	J		J	J	-т	J	J	J	-1	J	J	<u> </u>	

# ○ 教科に関する専門的事項に関する科目(経験年数別最低修得単位数)

														高	別表 3-1 (教科)
										大	学3	年以.	Ŀ.	注1	(○○を含む。)と記
		5	6	7	8	9	10	11	12	在	学	者	等		載のある科目は、()
	経 験 年 数								年	3	4	5	6		内の内容を必ず含めて修
	庄 吹 牛 妖								以				年	:	得する。
		年	年	年	年	年	年	年	上				以		
										年	年	年	上	注2	(○○及び△△)と記
	情報社会(職業に関する内容を含	1	1	1	1	1	1∇0	1∀0	1又0	1	1∀0	1∀0	1又0		載のある科目は、()
1-4-	む。)・情報倫理						L			L				ŀ	内の内容を必ず含めて修
情	コンピュータ・情報処理	1	11	1	11	1	1又0	1又0	1又0	1			1又0		得する。
	情報システム 情報通信ネットワーク	1 1	1 1	<u>1</u> 1	$\frac{1}{1}$	1 1	1X0	1又0	1又0 1又0	<u>l</u>	1X0	1X0	1又0	汁: つ	ΓΟΟ, ΔΔ, ××,
報	_ <u> </u>		±	±	±	<del>-</del>	1								…」と記載のある科目
TIA	ア技術	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1	1又0	1又0	1又0		は、「」内の科目のう
	自由選択科目	5	4	2	1										ち、1以上の科目を修得
	計	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		する。
	農業の関係科目	1	1	1	11	1	1	1	1	1	1	11	1		
農	職業指導	1	1	11	1	1	1	1	11	1	1	1		-	○○・△△と記載の
業	自由選択科目 計	8	7	5 7	4	3	2	3	1	3	2	1	1		ある科目は、○○と△△
-	工業の関係科目	1 0	9	1	6	5 1	4	1	3	5 1	4	3	3		を必ず修得する。
工	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	<del>1</del>	1	1	1		注5	英語以外の外国語の教
業	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	<del>-</del>	-	科を取得する場合、単位
	計	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		の修得方法は、英語の場
	商業の関係科目	1	1	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1		合の例による。
商	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
業	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1		注6	
-	計	1 0	9	7	6	5 1	4	3	3	5	4	3	3		受けようとする免許教科の異位ななと
水	水産の関係科目 職業指導	$\frac{1}{1}$	1 1	1 1	$\frac{1}{1}$	1	$\frac{1}{1}$	1 1	1 1	1 1	1 1	$\frac{1}{1}$	$\frac{1}{1}$		の単位を修得する。(表 に掲げる科目を最低修得
産	自由選択科目	8	7	5	$\frac{1}{4}$	3	2	<u>1</u>	<del>1</del>	3	2	1	$\frac{1}{1}$		に拘りる符号を取込修得 単位数以上に修得す
生	計	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		学位数50工に修行する。)
	社会福祉学(職業指導を含む。)	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0		- 0 ,
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	1	1	1											「1又0」と記載のあ
福	社会福祉援助技術	1	1	1						1又0					る科目は、合計単位数と
	介護理論・介護技術	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0		同数の科目を修得する。
	社会福祉総合実習(社会福祉援助実 習及び社会福祉施設等における介護	1	1	1	1∇0	1⊽0	1⊽0	1∀0	1∀0	1又0	1∀0	1∀0	1∀0		福祉11年の場合、「1 又0」の7科目のうち、
	実習を含む。)	1	1	1	1,00	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0		3科目を選択し、それぞ
祉	人体構造に関する理解・日常生活行動に	1	1	1	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0		れ1単位以上を修得す
	関する理解				L					L					る。
	加齢に関する理解・障害に関する理解		1	1	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0	1又0			
	自由選択科目	3	2	7		_	4	-0	0	_	A	-0		注8	
-	計 商船の関係科目	1 0	9	7	6	5 1	1	3 1	3	5 1	4	3	3		を受けようとする免許教 科の科目を修得する。
商	職業指導	<u></u> 1	1	± 1	1	1	1	<del>1</del>	<del>!</del>	1	1	$\frac{1}{1}$	1		他の免許教科の職業
船	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	1	:	指導は不可。)
	計	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		
職	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
業	職業指導の技術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
指	職業指導の運営管理	1	1	1	1	1	1	_11	1	1	1	1	1		
導	自由選択科目	7	6	4	3	2	1		_	2	1		_		
<u> </u>	計	1 0	9	7	6	5	4	3 1∀0	3 1又0	5	4	3 1∀0	3 1又0		
英	英語学 英語文学	1	1	<u>1</u>	1	1	1 1		1又0 1又0		1		1又0 1又0		
7	英語ス子 英語コミュニケーション	1 1	1 1	$\frac{1}{1}$	$\frac{1}{1}$	1 1	1 - 1		1又0 1又0		1 1		1又0 1又0		
	異文化理解	1	1	1	1	1	1	1又0	1又0	1	1		1又0		
語	自由選択科目	6	5	3	2	1				1					
	計	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3		
,	宗教学	1	1	1	11	11	1	1	1	1	1	1	1		
宗	宗教史 「教理学、哲学」	1	1	$-\frac{1}{1}$	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
教	」「教理子、哲子」 自由選択科目	$\frac{1}{7}$	1 6	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	1	1	1	$\frac{1}{2}$	1	1	1		
钗	日田選択科日 計	1 0	9	7	6	5	4	3	3	5	$\frac{1}{4}$	3	3		
	рl	ΙU	Э	_ ′	U	U	4	J	J	U	4	J	J		

### 臨時免許状から1種免許状を取得する場合 (昭和29年改正法附則第8項の該当者)

高 別表 3-2

該当者

短期大学士の学位又は準学士の称号と同等以上の資格を有しない者(高卒者等)のうち、次の者

- 1 昭和29年改正法附則第7項の規定により、高等学校助教諭免許状の授与を受けた者
- 2 昭和29年改正前の免許法第5条第3項の規定により、高等学校助教諭免許状の授与を受けた者
- 3 昭和29年改正前の免許法附則第4項の規定により、高等学校助教諭免許状の授与を受けた者

	授与を受けようとする免許	米						高	等当	赵校	教諭	j 1 種	重免:	許状					注1 経験年数は高別表3-1 の注1及び注3による。
	有することが必要な免許	米						高	等点	学校	助	教諭	i免i	許状	:				注2 「教科に関する専門的事
	経験年数									18								年以	又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等」の単位
	最低修得単位数		年 85							年 50				年 30					は、北海道教育委員会規則 (教育職員免許法施行細 則)別表第1により修得す
	教科に関する専門的 事項に関する科目 注2	20	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	7	6	5	4	3	3	る。 注3「大学が独自に設定する科 目」の単位は、「教科に関 する専門的事項に関する科
必ず修得	各教科の指導法に関する科目 又は教諭の教育の基礎的理解 に関する科目等 注2	24	24	23	22	20	18	16	15	14	12	11	10	9	7	6	5	4	目」、「各教科の指導法に 関する科目又は教諭の教育 の基礎的理解に関する科目 等」又は大学が加えるこれ に準ずる科目から修得す
する科目	大学が独自に設定する科目 注3	16	15	14	13	13	13	11	11	10	8	8	8	8	8	7	7	3	(こ年) 3村日から修得) る。 注4 「必ず修得する科目」に ついて修得した単位が「合 計単位数」を超え、「最低
	合計単位数 注4	60	57	54	51	48	45	40	38	35	30	28	25	23	20	17	15	10	修得単位数」に満たないと

### (2) 1種免許状から専修免許状を取得する場合

所要	<b></b>	* 経験年数	別最低修得単位数		高	別表3-3
授与	-を受けようと	する免許状	高等学校教諭専修免許状	注1 経験年数は、授与を受け。 高等学校教諭1種免許状取行 の職の期間。		
有す	ることが必	要な免許状	高等学校教諭1種免許状	(1) 高等学校、中等教育学校の 別支援学校の高等部で授与を 教科を担任した主幹教諭、対	を受け	けようとする
経	験 年 数	注1	3年以上	は講師の職 (2) 少年院又は海外に在留する 外教育施設で文部科学大臣が	る邦人	のための在
最低修得	大学が独自し	こ設定する科目	1 5	の課程を有するものとして記 いて、授与を受けようとする 事した職 (3) 外国の教育施設又はこれに 立行政法人国際協力機構法に	忍定しる教科 こ準す	たものにお 4の教育に従 *るもの(独
停単 位 数 注 2		計	1 5	立り政法人国際協力機構法に た場合に限る。)において、 とする教科の教育に従事しが 注2 最低修得単位数は、授与を 教科の高等学校教諭1種免記 得した単位とする。 注3 「大学が独自に設定する利 大学院又は大学の専攻科で何	授与 を を 等 を と と と と と と と と と と と し し し し し し し し	すを受けよう けようとする )取得後に修 の単位は、

- 70 -

#### 他の教科の免許状を取得する方法 4

戸	<b>近要資格</b>				高	別表4
	授与を受けよう とする免許状	他の教科の高等学 校教諭1種免許状	他の教科の高等学 校教諭専修免許状	※ 免許法第16条の4第1 状を有する者の特例につ 例)による。		
	有することが 必要な免許状 <u>注1</u>	高等学校教諭 専 修 免 許 状 又は 1 種 免 許 状	高等学校教諭 専 修 免 許 状 注 5	注1 有することが必要な を担任する教科の免許 の一部事項を担任する	状及7	び教科の領域
最低	教科に関する専門的 事項に関する科目 注2	2 0	2 0	注2 「教科に関する専門 目」の単位は、高別表 修得する。	的事項	頁に関する科 数科)により
修得	各教科の指導法 に関する科目 注3	4	4	注3 「各教科の指導法に 位は、受けようとする 項を含めて修得する。		
単	大学が独自に 設定する科目 注4		2 4	注4 「大学が独自に設定 学院又は大学の専攻科	で修行	导する。
位数	合計単位数	2 4	4 8	注5 専修免許状の授与を が、当該教科の1種免 場合は、1種免許状の 差し引いた単位数を修	許状 最低	を有している 修得単位数を

#### ○ 免許法第16条の4第1項に規定する免許状を有する者の特例

								高	別表 4 (特例)
該	当	者	教	科		法定科目名	修得液なすり	育とみ 単位数	最低修得単位数
許状所	マは剣道の で で で で な で れ で れ で れ で れ で れ で れ で た り た り た り た り た り た り た り た り た り た	保	保健	体育	教科に関 科 も 事項 と 関 利 目 利 目	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学・公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		2 2 X 	1 6
状を取	対得する場	場合			各教科の指導法 に関する科目	計 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」(保健体育)) 合 計		1 5	1 6 3 1 9
インテ ザイン 有者が	を術、建築 サア又ル シの免許や 大の免主業の 下状を取る	はデ 犬所 ひ <b>1</b>	エ	業	教科に関する 専門的事項に 関する科目 各教科の指導法 に関する科目	工業の関係科目 職業指導 計 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」(工業)) 合 計	2	4 4 4 1	1 6 1 6 3 1 9
情報が 実務の 者が、	上理又は記 免許状況 商業の だを取得っ	所有 1 種	商	業	教科に関する 専門的事項に 関する科目 各教科の指導法 に関する科目	商業の関係科目   職業指導   計   計   「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」(商業))   合 計	<u>}</u>	4 <u>*</u> 4 1	1 6 1 6 3 1 9

### 備考

- \* 教科に関する専門的事項に関する科目のうち、「修得済とみなす単位数」欄に「※」印のある科目は、それ 教科に関する専門的事項に関する科目のすら、「修得済とみなり単位数」欄に「※」印のある科目は、それぞれ1単位以上修得し、一般的包括的内容を必ず修得する。
  (○○を含む。)と記載のある科目は、( ) 内の内容を必ず含めて修得する。
  ○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。
  「○○、△△、××」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。

  教科に関する専門的事項に関する科目の「職業指導」の単位を修得する場合は、該当する教科の職業指導の
- \*

\*

- \*
- \* 単位を修得する。
- 各教科の指導法に関する科目の「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の単位を修得する場合 は、該当する教科の指導法の単位を修得する。

  ・ 上記単位は、該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。
  ・ 最低修得単位数は「修得済とみなす単位数」を含めずに、現に修得すべき単位数である。

### 5 隣接する学校種の免許状を取得する方法

(1) 中学校教諭等の経験年数を利用し、1種免許状を取得する場合

Ē	听要資	格									高	別表8	
授与	を受けよう	とする	免許状	注1	高等学	校教	女諭 1 種夕	色許状	注1	授与を受けよう 科については下表			
有す	ることが。	必要なり	色許 状				諭 普 通 免 許状を除く		注2	最低修得単位数 通免許状(2種免 得後に修得した単	許状を	除く。)取	
経 鬄	年 数			注3	:	3 年	年 以 上	<u>-</u>		高等学校教諭免ある大学等で修得	許状の		
					必	要	単 位	数	注3	中学校教諭普通 状を除く。) 取得		∵(2種免許	
最低	各教科の打	旨導法に関	する科目	注4			2			○中学校、高等学 ○特別支援学校の ○義務教育学校の	校、中 中学部	『・高等部	
修得単位数 注 2	道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法 及び生徒指 導、教育関す る科目	事 教育 に関 む。 項	相談(カ する基礎) の理論	キャリア教育		てのこ	事 項 を î 単	含み 位		の主幹教諭、指導師としての経験年(助教諭としてのい。) なお、この「経	製輸、教輸又は講数3年を要する 経験は含めな と験年数」と「有す お状」の免許教科		
	小	<u>                                     </u>		計			4			「各教科の指導は、それぞれ授与	を受け		
	高等学校0	の「大学が	独自に設	定する科目」			8		注 5	<ul><li>教科ごとに修得す</li><li>「大学が独自に</li><li>取得しようとする</li></ul>	設定す	- · · · · -	
		i i	<b>+</b>				1 2			取得しよりとする 取得しよりとする じた科目を修得す 史、公民、情報、 する場合は、「教 事項に関する科目 科目が定められて 表を参照すること。	る。な 工業の 科に関 」かるの	お、地理歴 )教科を取得 引する専門的 取得すべき	

※ 高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している中学校教諭の普通免許状	授与を受けようとする高等学校
(2種免許状を除く。)の教科の種類	教諭1種免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに応	外国語(英語その他外国語ごと
ずるものとする。)	に応ずるものとする。)
宗教	宗教

#### 注5 高等学校の「大学が独自に設定する科目」について

次の表に掲げる教科を取得する場合の「**大学が独自に設定する科目**」の必要単位数(8単位)については、高別表1(教科)に掲げる「教科に関する専門的事項に関する科目」の法定科目を含めて修得することが要件となりますので留意してください。

有している 諭の普通免 種免許状を の教科の種	色許状(2 と除く。)	授与を受けよう とする高等学校 教諭1種免許状 の教科の種類	高等学校の「教科に関する専門的事項に関する科目」(高別	別表1(教科))
社	分	地理歷史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌	4科目のうち、1以 上の科目について1 単位以上
社	会	公 民	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	3科目のうち、1以 上の科目について1 単位以上
技	術	情 報	情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術	それぞれの科目につ いて1単位以上
技	術	工   業	工業の関係科目 職業指導	それぞれの科目につ いて2単位以上

- 注 「教科に関する専門的事項に関する科目」のうち、次のとおり記載されている内容に注意して修得すること。
- (1) 「 $\bigcirc\bigcirc$ 、 $\triangle\triangle$ 、 $\times$ ×」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
  - ※ 修得例…「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の場合、「 」内のいずれか1以上の科目を修得する。
- (2) ○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。
  - ※ 修得例…人文地理学・自然地理学の場合、両方の科目を修得する。
- (3) (○○を含む。)と記載のある科目は、( )内の内容を必ず含めて修得する。
  - ※ 修得例…法律学(国際法を含む。)の場合、( )内の内容を含めて修得する。

(2) 中学校教諭等の経験年数(3年以上)に加えて、高等学校の助教諭等の経験年数を利用して、1種免許状を取得する場合

戸	<b></b>	X.						高	施行規則第18条の2
	授与を受けようとする免許状				とする免許状 高等学校教諭1種免許状 <sup>注1</sup>				
	有すること	だ必	要な免許状		教 諭 普 通 免許状を除			大学	学校教諭免許状の認定課程のあ等で修得すること。
			三数 <u>注2</u> 以降のものに限る)	0年	1年	2年	状 〇	を除 )中学	校教諭普通免許状(2種免許 く。)取得後に 校、高等学校、中等教育学校 支援学校の中学部・高等部
最	各教科の指	導法に	:関する科目 注3	2	1	1	つ の の	義務 主幹 職の	教育学校の伊子部・高等部 教育学校の後期課程 教諭、指導教諭、教諭又は講師 いずれかの経験年数3年(助教 ての経験は含めない。)に加え
修得	道徳、総合 的な学習 の時間等の 指導法及び 生徒指 尊、教等に 関する科 目	教育に関む。)	指導の理論及び方法 相談(カウンセリング する基礎的な知識を含 の理論及び方法 指導及びキャリア教育 論及び方法	2	2	1	て『援師年軽さ こ	、等学の数減れなど がある。 いなが、	を校、中等教育学校又は特別支 の高等部における助教諭又は講 での経験がある場合、その経験 応じて、1年につき3単位ずつ れていき、最大6単位まで軽減
数	小		計	4	3	2			教科の指導法に関する科目」
注1	高等学校の「大会	学が独	自に設定する科目」 注 4	8	6	4	は	、そ	取件の指导伝に関する行う。 れぞれ授与を受けようとする教 に修得する。
			計	12	9	6	た公合すら	得目にはる	学が独自に設定する科目」は、 ようとする学校種、教科に応じ を修得する。なお、地理歴史、 情報、工業の教科を取得する場 「教科に関する専門的事項に関 目」から取得すべき科目が定め いるので、73ページの表を参照 と。

## 実習を担任する教科の免許状を取得する方法

(1) 実習助手又は助教諭の経験年数による取得方法

基礎資格及	び所要資格		高	附則9項
授与を受けよう とする免許状		基礎資格	資格取	得後の所要資格
教科	(甘:	選	<b></b>	最低修得単位数
秋 行	(本)	注	1	注2
高等学校教諭	期大学士の学 * 文部科学 ① 大学に 62単位 ② 旧令に	けようとする教科の実習に係る実業に関する学科を専攻し短位を有すること。 大臣がこれと同等以上と認める次の資格を含む。 2年以上在学し、当該実習に係る実業に関する学科を専攻し以上を修得すること。 よる修業年限3年以上の専門学校(旧制の学校)で、当該実実業に関する学科を専攻して卒業すること。	年	単位
1種免許状	ロ 高等専門学 専攻し、学校	校で、受けようとする教科の実習に係る実業に関する学科を 教育法第121条に定める準学士の称号を有すること。		1 0
看家情農工商水福商賽庭報業業実実実実実実実実実	* 文部科学 ① 旧令 の実事 科を ② 旧令に の実業学	中等教育学校の後期課程を含む。)で、受けようとする教科 実業に関する学科を修めて卒業すること。 大臣がこれと同等以上と認める次の資格を含む。 よる国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限5年 校(旧制の学校)で、当該教科の実習に係る実業に関する学 して卒業すること。 よる国民学校高等科修了程度を入学資格とする修業年限3年 校(旧制の学校)で、当該教科の実習に係る実業に関する学 して卒業すること。		1 0
,	* もっぱら 知識、技能 * 小学校か	受けようとする教科の実習に関する実地の経験を有すること。 当該教科の実習に相当する業務に従事した年数とし、専門的 を必要とするような経験であること。 ら最終学校までの修業年数が9年に不足する場合は「9年以 該不足年数に2を乗じた年数を9年に加えた年数以上」と読		1 0

注1 経験年数は、基礎資格取得後に、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において、受けようとする教科の実習を担任する実習助手又は助教諭として勤務した期間。 注2 最低修得単位数は、基礎資格の取得後に高別表5-2により大学等で修得する。(基礎資格取得前の単位は使用できない。)

### (2) 実習を担任する教科の免許状を取得する方法

基礎資格及	び所要資格					高	別表 5
授与を受けよう とする免許状	基礎	資	格	基礎資格取得 後の所要資格	注1 イの基礎資格の 教科の教員の経験を		) には、当該
教 科	左 饭	貝	俗	最低修得単位数 注 5	注2 経験年数には、少 指定する在外教育施 課程で、当該実習の	設の高等学	⋭校に相当する
高等学校教諭 1 種免許状	イ 大学で、受 習に係る実業 て学士の学位 学科に関する 術優秀と認め	を有し、1年 実地の経験が	を専攻し 以上その 有 <u>り、技</u>	単位不要	を含めることができ 注3 経験年数には、外 準ずるもの(独立行 基づき派遣された場	る。 国の教育施 政法人国際	短設又はこれに 景協力機構法に
家情農工商水福商実実実実実実実実実実	ロでをできる。と学後学高科ないとする。	校助教諭の臨 、3年以上高 校の後期課程 等部を含む。 の実習を担任	時免許を 等が持い いてる を を を を を を を が に る を を り に る り で り た り た り た る た る た る る る る る る る る る る	10単位	とができる。 注4 昭和29年改正法附 者等)は「3年以上 える。 注5 最低修得単位数に 別表5-2により修	」を「6年 、基礎資格 得する。	写以上」と読替 各取得後に、高
高等学校教諭 専修免許状 1種免許状 に同じ	受けようととする (おります) とり (おります) とり (おります) できる (おります) になっています (まります) になっています (まります) になっています (まります) になっています (まります) になっています (まりますす) になっています (まります)	高等学校(中 びいいとして いいとして して して して した した した した した した と した と した	等教育学 校の高等 教科の実	大学が独自に 設定する科目 15単位 注6	注6 「大学が独自に訳 大学院又は大学の専		

○ 教科に関する専門的事項に関する科目及び各教科の指導法に関する科目 又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(最低修得単位数)

高 別表 5 - 2

### [看護実習]

	法 定 科 目 名 等	最低修得単位数
教科に関す	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	
る専門的事	看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)	それぞれ1単位以上計5単位
項に関する	看護実習	
科目	小 計	5
	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法([  編輯技術の語を記)(看護)	1 単位
	教育の基礎的理解に関する科目	
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
各教科の	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	
指導法に	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(党と蠍との議及び学按全への城を記。)	この中から2単位
関する科	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	この十かり2年位
目又は教	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
諭の教育	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	
の基礎的	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
理解に関	・総合的な探究の時間の指導法	
する科目	・特別活動の指導法	
等	・教育の方法及び技術	この中から2単位
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	この生から2年位
	・生徒指導の理論及び方法	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	小 計	5
	合 計	1 0

### [家庭実習]

	法 定 科 目 名 等	最低修得単位数
教科に関	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	
する専門	被服学(被服実習を含む。)	1
的事項に	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	それぞれ1単位以上計5単位
関する科	住居学	1
目	保育学	1
	小	5
	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(欄艦機能能能) (家庭)	1 単位
	教育の基礎的理解に関する科目	
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	]
各教科の	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	
指導法に	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(辨と地域との連携び学校安全への姉を含む。)	] この中から2単位
関する科	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
目又は教	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	]
諭の教育	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	]
の基礎的	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
理解に関	・総合的な探究の時間の指導法	
する科目	・特別活動の指導法	]
等	・教育の方法及び技術	この中から2単位
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	・生徒指導の理論及び方法	1
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	]
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	小計	5
	合 計	1 0

### [情報実習]

	法 定 科 目 名 等	最低修得単位数
教科に関	情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理	
する専門	コンピュータ・情報処理	
的事項に	情報システム	それぞれ1単位以上計5単位
関する科	情報通信ネットワーク	
目	マルチメディア表現・マルチメディア技術	
	小 計	5
	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(懶媧族株の畑を舘) (情報)	1 単位
	教育の基礎的理解に関する科目	
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
各教科の	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	
指導法に	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と贓との連携及び学按全への城を記。)	この中から2単位
関する科	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
目又は教	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
諭の教育	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	
の基礎的	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
理解に関	・総合的な探究の時間の指導法	
する科目	・特別活動の指導法	
等	・教育の方法及び技術	この中から2単位
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	・生徒指導の理論及び方法	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	小計	5
	合計	1 0

### [農業実習]

[辰未大日]	注 ·	具低烙组出冶粉
	法 定 科 目 名 等	最低修得単位数
教科に関する専門的	農業の関係科目	それぞれ1単位以上計5単位
事項に関する科目	職業指導(農業の教科に関する科目)	
T XIEW / WITH	小計	5
	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(欄具族)の開始を (農業)	1 単 位
	教育の基礎的理解に関する科目	
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
各教科の	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	
指導法に	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(常と쎏との講及び学校全への就を記。)	この中から2単位
関する科	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	この作物・52年歴
目又は教	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
諭の教育	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	
の基礎的	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
理解に関	・総合的な探究の時間の指導法	
する科目	・特別活動の指導法	
等	・教育の方法及び技術	この中から2単位
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	この十から2季位
	・生徒指導の理論及び方法	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	小 計	5
		1 0

### [工業実習]

	法 定 科 目 名 等	最低修得単位数	
教科に関する専門的 事項に関する科目	工業の関係科目 職業指導(工業の教科に関する科目)	それぞれ1単位以上計5単位	
ず切に因りつ付日	·····································	5	
	各教科の指導法に関する科目・各教科の指導法(懶媧族(が開始)(工業)	1 単位	
	教育の基礎的理解に関する科目		
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
各教科の	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
指導法に	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と繊との連携及び学按全への城を記。)	この中から2単位	
関する科	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
目又は教	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
諭の教育	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		
の基礎的	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
理解に関	・総合的な探究の時間の指導法		
する科目	・特別活動の指導法		
等	・教育の方法及び技術	この中から2単位	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	, .	
	・生徒指導の理論及び方法		
	・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	小 計	5	
	合計	1 0	

### 「商業実習〕

[冏莱夷智]				
	法 定 科 目 名 等	最低修得単位数		
教科に関する専門的	商業の関係科目	■ それぞれ1単位以上計5単位		
事項に関する科目	職業指導(商業の教科に関する科目)			
7 XI-M7 WITH	小 計	5		
	各教科の指導法に関する科目・各教科の指導法([機論][技術の語を記)(商業)	1 単位		
	教育の基礎的理解に関する科目			
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
各教科の	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
指導法に	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(対と쎏との講及び学校全への対応を記。)	この中から2単位		
関する科	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	この作がも2年配		
目又は教	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1		
諭の教育	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1		
の基礎的	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
理解に関	・総合的な探究の時間の指導法			
する科目	・特別活動の指導法			
等	・教育の方法及び技術	この中から2単位		
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	この中から2単位		
	・生徒指導の理論及び方法			
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1		
	小 計	5		
		1 0		

### [水産実習]

	法 定 科 目 名 等	最低修得単位数
教科に関する専門的 事項に関する科目	水産の関係科目 職業指導(水産の教科に関する科目)	それぞれ1単位以上計5単位
ずなに因り切けり	·····································	5
	各教科の指導法に関する科目・各教科の指導法(懶雕版師を記)(水産)	1 単位
	教育の基礎的理解に関する科目	
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
各教科の	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	
指導法に	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と繊との講及び学按全への糀を記。)	この中から2単位
関する科	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
目又は教	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
諭の教育	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	
の基礎的	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
理解に関	・総合的な探究の時間の指導法	
する科目	・特別活動の指導法	
等	・教育の方法及び技術	この中から2単位
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	・生徒指導の理論及び方法	
	・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	小 計	5
	合 計	1 0

#### 「福祉実習〕

[福祉実習]				
	法 定 科 目 名 等	最低修得単位数		
	社会福祉学(職業指導を含む。)	1又は0単位		
教科に関	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	1又は0単位		
する専門	社会福祉援助技術	1又は0単位		
的事項に	介護理論・介護技術	1又は0単位		
関する科	社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	1又は0単位		
目	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	1又は0単位		
	加齢に関する理解・障害に関する理解	1又は0単位		
	小計	5		
	各教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(欄艦技術の活形を記)(福祉)	1 単位		
	教育の基礎的理解に関する科目			
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
各教科の	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	この中から2単位		
指導法に	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学は触どの連続び学校全への拡充記。)			
関する科	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	この下がり五本位		
目又は教	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
諭の教育	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
の基礎的	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
理解に関	・総合的な探究の時間の指導法			
する科目	・特別活動の指導法			
等	・教育の方法及び技術	この中から2単位		
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	この生から2年位		
	・生徒指導の理論及び方法			
	・教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	小計	5		
	合計	1 0		

### [商船実習]

	法 定 科 目 名 等	最低修得単位数	
教科に関する専門的 事項に関する科目	商船の関係科目 職業指導 (商船の教科に関する科目)	それぞれ1単位以上計5単位	
サスに因り り竹H	小 計	5	
	各教科の指導法に関する科目・各教科の指導法(懶媧版株)(商船)	1 単位	
	教育の基礎的理解に関する科目		
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
各教科の	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
指導法に	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(辨と贓との薦及び学按全への端を記。)	この中から2単位	
関する科	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	C 0 1 2 9 2 平区	
目又は教	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
諭の教育	・教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		
の基礎的	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
理解に関	・総合的な探究の時間の指導法		
する科目	・特別活動の指導法		
等	・教育の方法及び技術	この中から2単位	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	・生徒指導の理論及び方法		
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	小 計	5	
	合 計	1 0	

### (共通事項)

- \* 教科に関する専門的事項に関する科目の「職業指導」の単位を修得する場合は、該当する教科の職業指導の単位を修得する。
- \* 「1又は0単位」と記載のある教科の場合は、各法定科目から5科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
- \* 各教科の指導法に関する科目の「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の単位を修得する場合は、該当する教科の指導法の単位を修得する。
- \* 上記単位は、該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。

## 7 免許法施行法により取得する方法

所要資	高		施行法	
授与を受け ようとする 免 許 状	基礎資格	授与す	- る教科	根拠条項
高等学校教諭	第1級総合無線通信士又は第1級陸上無線技術士の資格を有し、3年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で技術優秀と認められること。	工	業	第2条 第1項 第20 号の2
加 1 種 免 許 状	3級海技士(航海) 若しくは3級海技士(機関) の海技免状を有し、5年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で技術優秀と認められること。 * 船舶職員法第5条第4項の規定による船橋当直限定又は機関当直限定をした免許を受けている者を除く。	商	船	第2条 第1項 第20 号の4
高等学校教諭専修免許状	旧専門学校令による高等商船学校及び函館水産専門学校の遠洋漁業科並びに旧水産講習所官制による第1水産講習所の漁業科を卒業した者のうち、次の①又は②に該当するもの。 ① 2級海技士(航海)若しくは2級海技士(機関)の海技免状を有し、3年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められること。 * 船舶職員法第5条第4項の規定による船橋当直限定又は機関当直限定をした免許を受けている者を除く。 ② 1級海技士(航海)若しくは1級海技士(機関)の海技免状を有する者で、技術優秀と認められること。	商	船	第2条 第1項 第20 号の5

# 8 旧法により免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位						旧高	別表 1	
基礎	ŀ	高等学校教諭 1 種免許状	学士の学 を認められ			(学校教育法第102条第2項の規	見定によりた	大学院への入学
資格				学位を有すること。(大学(短大を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以 30単位以上修得した場合を含む。)				の課程に1年以
	科目			最低修行	导単位数	注1 旧法の規定により修得した る場合がある。ただし、大学		
	711 H			1種	専修	5.	寺の証明を特に笏古に収	
	教科に関する科目			2 0	2 0	注2 専修免許状を取得する場合 根拠に既に同じ教科の1種免 この表の1種免許状に相当す	許状を有しているときは、	
		教職の意義等に関する科目	注6 注8			注3 「教科に関する科目」の単 る教科の高等学校教諭免許状		
		教職の意義及び教員の役割		2 (0)	2 (0)	高別表1(教科)により修得	する。	
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を 含む。)		(0)	(0)	注4 「教職に関する科目」の単の認定課程のある大学等で修		学校教諭免許状
所	教	進路選択に資する各種の機会の提供	等			注5 「教職に関する科目」のう 位は、それぞれ授与を受けよ		
		教育の基礎理論に関する科目 [	注6 注8			得する。 注6 最低修得単位数が複数の事		
	職	教育の理念並びに教育に関する歴史	及び思想	6	6	項を必ず修得する。(注7の)		
要	に	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身 と「障害のある幼児、児童及び生徒の心身」 達及び学習の過程を会す。」		(4)	(4)	注7 数学、理科、音楽、美術、 商業、水産及び商船の教科の: 単位を修得できる。	工芸、書道 場合、次の	、農業、工業、 方法を選択して
	Ų	教育に関する社会的、制度的又は経	営的事項			(1) 「教職に関する科目」は、 位数として修得できる。ただ 位数と( ) 外の数との差の	し、この場	合、修得した単
の	関	教育課程及び指導法に関する科目	注6			国		
	す	教育課程の意義及び編成の方法				(3) 工業の教科の場合、「教職 ず、全単位を「教科に関する		
	,	各教科の指導法	注 5	6 (4)	6 (4)	注8 「教職の意義等に関する科	· · · · -	
単	る	特別活動の指導法				の基礎理論に関する科目」は教育相談及び進路指導等に関	6単位まで	、「生徒指導、
·	3	教育の方法及び技術(情報機器及び を含む。)	教材の活用			「教職実践演習」は2単位ま 免許状の授与を受ける場合の ってあてることができる。	で、他の学	校の教諭の普通
	科	生徒指導、教育相談及び進路指導等 科目	手に関する 注 6   注 8			注9 「教育実習」の単位は、次		
位		生徒指導の理論及び方法		4	4	(1) 中学校及び高等学校の教育 (2) 「教育実習」に係る事前及	び事後の指	導の1単位には
	目	教育相談(カウンセリングに関する	基礎的な知	(2)	(2)	高等学校以外の学校、専修学 設、社会福祉施設、児童自立	支援施設及	びボランティア
注	注	識を含む。)の理論及び方法				団体における教育実習に準ずる。		
<u>1</u> 注 2	4 注 7	進路指導の理論及び方法 教育実習(事前及び事後の指導の1	当はなる	3	3	(3) 高等学校(中等教育学校の   の高等部並びにこれらに相当   お。) 又は中学校(義務教育学	する旧令に	よる学校を含
2		む。)	注9	(2)	(2)	学校の前期課程及び特別支援 に相当する旧令による学校を	学校の中学 含む。) に	部並びにこれら おいて、教員と
		教職実践演習	注8	2 (0)	2 (0)	して良好な成績で勤務した経 の割合で、この表に掲げる「 をもって、「教育実習」の単	教職に関す 位に替える	る科目」の単位 ことができる。
		計		2 3 (12)	2 3 (12)	(4) 修得を必要とする単位数の 学校の教諭の普通免許状の授 習」の単位をもってあてるこ	与を受ける	場合の「教育実
	教科	·又は教職に関する科目	主10	1 6	1 6	注10 「教科又は教職に関する科		
	2.11		主11		2 4	する科目」又は「教職に関す えるこれに準ずる科目を修得	る科目」若	
		合計単位数		5 9	8 3	注11 「教科又は教職に関する科 大学の専攻科で修得する。	目」の単位	は、大学院又は
7	-	日本国憲法		:	2	注12 「その他」の単位は、大学		
そ の 什	)	体育				課程のない大学を含む。)、必 等に関係なく修得することが		ツ
注		外国語コミュニケーション	·	2				
17.		情報機器の操作		:	2			

H 3 1 . 4

### ○ 教科に関する科目

bet +1 ·	旧高 別表 1 (教科)
教科名	法定科目名
国 語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公 民	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数  学	代数学       幾何学       解析学       「確率論、統計学」       コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」
音 楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
工 芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作(プロダクト制作を含む。) 工芸理論、デザイン理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)
書道	書道(書写を含む。) 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
保 健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)

### ○ 教科に関する科目

新型				旧高	別表1(教科)
	教科	斗名	法定科目名		
審談表刊   家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)   被限学(被限製作家刊を含む。)   技能学、食品学及び課題経済学を含む。)   食物学、栄養学、食品学及び課題表習を含む。)   保育学(実習及び家庭看護を含む。)   保育学(実習及び家庭看護を含む。)   保育学(実習及び家庭看護を含む。)   保護システム(実習を含む。)   保護システム(実習を含む。)   保護システム(実習を含む。)   保護システム(実習を含む。)   保護システム(実習を含む。)   保護システム(実習を含む。)   保護システム(実習を含む。)   保護システム(実習を含む。)   保護と認識を関係科目   職業指導   職業指導   本の関係科目   職業指導   政語学   次第学   次第学   次第学   次第生   次数学   宗教史   宗教   宗教					
家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)         被収学(被取製作実習を含む。)           食物学(業業)、食品学及び調理実習を含む。)         (保育学(実習及び家庭看護を含む。)           (保育学(実習及び家庭看護を含む。)         家庭電気、機械のとのび情報処理           (情報社会及び情報処理         コンピュータ及び情報処理           (中報発育・ステン」(実習を含む。)         (情報とステン」(実習を含む。)           (市報連接・ステン」(実習を含む。)         (中ルナメディア表現及び技術(実習を含む。)           (市報・ステン」(実習を含む。)         (中ルナメディア表現及び技術(実習を含む。)           (市報・工業・関係科目職業指導         職業指導           職業指導         (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)           (本衛社援助技術         社会福祉援助支習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)           (本衛社援助支習及び主会福祉施設等における介護実習を含む。)         人体構造及び目常生活行動に関する理解           (本会福社援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)         人体構造及び目常生活行動に関する理解           (本衛社・教の技術・教養事業事業事業事業事業事業事業事業事業事業事業事業事業事業事業事業事業事業事業	看	護			
家庭         被服学(被服製作実習を含む。)         (表物学)(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)           保育学(製図及で食力。)         保育学(製図及び育職処理         (情報社会及び情報処理         (情報社会及び情報処理         (情報社会及び情報処理         (情報社会及び情報処理         (情報社会及び情報処理         (事報社会及び情報処理         (事報之会を含む。)         (日報と本会との。)         (日報と本会との。)         (日報と本会との。)         (日報と本会との。)         (日報とおよるとの。)         (日報とおよるとの。)         (日報とおきるとの。)         (日報とおきるとの。)         (日報とおきるとの。)         (日報とおきるとの。)         (日報とおきるとの。)         (日報とおきるとの。)         (日報とおきるとの。)         (日本会社を設めまする。)         (日本会社を認めまする。)         (日本会社を記述を与しまする。)         (日本会社を記述を与しまする。)         (日本会社を記述を与しまする。)         (日本会社を記述を与える。)         (日本会社を記述を与える。)					
家庭         食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)           保育学(実図及合立。)         保育学(実習及び家庭香護を含む。)           情報社会及び情報処理         (実習を含む。)           情報社会人び情報処理         (実習を含む。)           情報品会人(実習を含む。)         (情報品信本ットワーク(実習を含む。)           情報と職業         業業の関係科目           職業指導         商業の関係科目           職業指導         商業の関係科目           職業指導         本庭の関係科目           職業指導         社会福祉との関係科目           職業指導         社会福祉との関係科目           市協企び介護技術         社会福祉を含まる。)           人体構造及び介護技術         社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)           人体構造及び介護技術         社会福祉経り支資及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)           人体構造及び介護技術         社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)           人体構造及び介護などの関する理解           職業指導         職業指導の政策管に関する理解           職業指導         職業指導の政策管理           英語学         英語学           英米文学         英語学           素数学          安教学           会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社			I		
住居学(実図を含む。) 保育学(実習及び家庭看護を含む。) 保育学(実習及び家庭看護を含む。) 保育学(実習をなり、 情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理(実習を含む。) 情報とシステム(実習を含む。) でルチメディア表現及び技術(実習を含む。) でルチメディア表現及び技術(実習を含む。) 情報と職業 農業の関係科目 職業指導 商業 の関係科目 職業指導 商業の関係科目 職業指導 1 社会福祉学(職業指導を含む。) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 社会福祉援助技術 社会福祉援助技術 社会福祉経合工活行動に関する理解 の の関係科目 職業指導 職業指導 職業指導 職業指導 職業指導 職業指導 原本の技術 無業指導 原本の技術 東京 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) 人体構造及び日常生活行動に関する理解 原始の関係科目 職業指導 職業指導 東京 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) 大体構造及び日常生活行動に関する理解 原始の関係科目 東京 (本学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学					
保育学 (実習及び家庭看護を含む。) 家庭電気・機械及び情報処理	家	庭	住民学 (制団を今ね。)		
家庭電気・機械及び情報処理					
カー・					
情報     情報システム (実習を含む。)       情報通信ネットワーク (実習を含む。)       マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)       情報と職業 農業の関係科目 職業指導       水 産     工業の関係科目 職業指導       水 産     水産の関係科目 職業指導       本産の関係科目 職業指導     ・			情報社会及び情報倫理		
情報通信ネットワーク(実習を含む。)   マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)   情報と職業   情報と職業   職業指導   正業の関係科目   職業指導   商業の関係科目   職業指導   社会福祉学(職業指導を含む。)   高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉   社会福祉援助技術   介護理論及び介護技術   社会福祉援助技術   介護理論及び介護技術   社会福祉援助支管   (社会福祉援助支管 ) 人体構造及び日常生活行動に関する理解   加齢及び障害に関する理解   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導の運営管理   英語学   英光文学   英語コミュニケーション   異文化理解   宗教学   宗教史			コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)		
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)   情報と職業   農業   農業の関係科目   職業指導   工業の関係科目   職業指導   工業の関係科目   職業指導   社会福祉学(職業指導   社会福祉学(職業指導   社会福祉学(職業指導   社会福祉受(政政事者福祉   社会福祉授助技術   介護理論及び介護技術   社会福祉援助技術   介護理論及び介護技術   社会福祉経合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)   人体構造及び目常生活行動に関する理解   mm   mm   加齢及び障害に関する理解   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   東	情	報	<b> </b>		
農業         農業の関係科目職業指導           面業の関係科目職業指導         商業の関係科目職業指導           水産の関係科目職業指導         地会福祉学(職業指導を含む。)           高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉・社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉援助技術 介護理論及び自常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解 加齢及び障害に関する理解 加齢及び障害に関する理解           商船         商船の関係科目職業指導 職業指導 職業指導 職業指導 職業指導 事業指導の技術 職業指導の技術 職業指導の運営管理 英来文学 英本文学 英本文化理解 宗教学 宗教史           宗教学 宗教史			<b> </b>		
農業         農業の関係科目           職業指導         工業の関係科目           市業の関係科目         職業指導           水産の関係科目         職業指導           水産の関係科目         職業指導           社会福祉受(職業指導を含む。)         高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉           社会福祉援助技術         社会福祉援助支習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)           人体構造及び日常生活行動に関する理解         加齢及び障害に関する理解           市 商船の関係科目         職業指導           職業指導の連営管理         英語学           英語学         英米文学           英語コミュニケーション         異文化理解           宗教学         宗教史					
展業指導         工業の関係科目           商業の関係科目職業指導         水産の関係科目職業指導を含む。)           高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉         社会福祉援助技術           介護理論及び介護技術         社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)           人体構造及び日常生活行動に関する理解         商船の関係科目職業指導           職業指導職業指導         職業指導の護営管理           英語学         英語学           宗教学         宗教史					
工業の関係科目職業指導           商業の関係科目職業指導           水産の関係科目職業指導を含む。) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉経合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解 施業指導 職業指導 職業指導 職業指導 職業指導 職業指導の運営管理 英・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農	業			
一		Alla			
T	<u> </u>	亲			
水 産         職業指導           水 産の関係科目         職業指導           社会福祉学(職業指導を含む。)         高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉           社会福祉援助技術         介護理論及び介護技術           社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)         人体構造及び日常生活行動に関する理解           加齢及び障害に関する理解         m齢の関係科目           職業指導         職業指導の技術           職業指導の運営管理         英語学           英来文学         英語コミュニケーション           異文化理解         宗教学           宗教学         宗教史	र्ज्य	紫			
職業指導   社会福祉学 (職業指導を含む。)   高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉   社会福祉援助技術   介護理論及び介護技術   社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)   人体構造及び日常生活行動に関する理解   加齢及び障害に関する理解   加齢及び障害に関する理解   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導   職業指導の運営管理   英語学   英語学   英語学   英語字   英語コミュニケーション   異文化理解   宗教学   宗教史	[h]	*	職業指導		
職業指導       社会福祉学(職業指導を含む。)       高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉       社会福祉援助技術       介護理論及び介護技術       社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)       人体構造及び日常生活行動に関する理解       加齢及び障害に関する理解       職業指導       職業指導       職業指導の運営管理       英語学       英部学       英部コミュニケーション       異文化理解       宗教学       宗教史	水	産	<b> </b>		
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉       社会福祉援助技術         介護理論及び介護技術       社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)         人体構造及び日常生活行動に関する理解       助齢及び障害に関する理解         商船の関係科目       職業指導         職業指導       職業指導の技術         職業指導の運営管理       英語学         英来文学       英語コミュニケーション         異文化理解       宗教学         宗教学       宗教学         宗教学       宗教史					
福 祉       社会福祉援助技術         介護理論及び介護技術       社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)         人体構造及び日常生活行動に関する理解					
福       社       介護理論及び介護技術         社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)       人体構造及び日常生活行動に関する理解         商船の関係科目職業指導       職業指導         職業指導の技術       職業指導の運営管理         英語学英米文学英語コミュニケーション異文化理解       宗教学宗教史					
社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)   人体構造及び日常生活行動に関する理解   一	絙	ᅶ			
人体構造及び日常生活行動に関する理解         加齢及び障害に関する理解         商船の関係科目         職業指導         職業指導の運営管理         英語学         英米文学         英語コミュニケーション         異文化理解         宗教学         宗教学         宗教史	IШ	1117		ト護実習を	 ·含tp。)
商船の関係科目       職業指導       職業指導の技術       職業指導の運営管理       英語学       英語コミュニケーション       英語コミュニケーション       異文化理解       宗教学       宗教学       宗教史				1 12 / 1 0	
職業指導       職業指導の技術       職業指導の運営管理       英語学       英米文学       英語コミュニケーション       異文化理解       宗教学       宗教史					
職業指導       職業指導の技術       職業指導の運営管理       英語学       英米文学       英語コミュニケーション       異文化理解       宗教学       宗教史	商	船	商船の関係科目		
職業指導の技術       職業指導の運営管理       英語学       英米文学       英語コミュニケーション       異文化理解       宗教学       宗教史	1111	/411	職業指導		
職業指導の運営管理       英語学       英米文学       英語コミュニケーション       異文化理解       宗教学       宗教史					
英語学       英米文学       英語コミュニケーション       異文化理解       宗教学       宗教史	職業	指導	<b> </b>		
英     英       英     英       英     芸       異文化理解       宗     教       宗     宗	-				
英語コミュニケーション       異文化理解       宗教学       宗 教 宗教史					
異文化理解       宗教学       宗教史	英	語	I		
宗教学       宗教 宗教史					
宗 教 宗教史					
「教理学、哲学」	宗	教	I		

#### 備考

- \* 教科に関する科目は、取得しようとする教科の法定科目をそれぞれ1単位以上、計20単位以上を修得し、 それぞれ一般的包括的内容を必ず修得する。
- \* (○○を含む。)と記載のある科目は、( )内の内容を必ず含めて修得する。
- \* ○○及び△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。
- \* 「 $\bigcirc\bigcirc$ 、 $\triangle\triangle$ 、 $\times\times$ 」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
- \* 該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。
- \* 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、英語の場合の例による。